

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 (同) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
 - 道路の区域変更(二件) (道路課) 二
 - 道路の供用開始 (同) 二
 - 土地区画整理組合の定款変更の認可 (都市計画課) 三
 - 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 三
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同) 三
- 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出 (同) 三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同) 四
- 宮城県告示第百三十五号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台徳洲会病院	仙台市泉区七北田字駕籠沢	平成三十年二月十五日	平成三十三年二月十四日

○宮城県告示第百三十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五一五〇〇六一五	特定非営利活動法人笑が家 大崎市古川新田字大西一―百二	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人笑が家	平成三十年一月十九日

○宮城県告示第百三十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年一月十八日次の者を指定した。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
宮地 智洋	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
渡辺 卓	心臓血管外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
関口 玲	整形外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
細越 琢	ほそこゑ整形外科	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目七番地の九 黒川郡大和町吉田字高田三十三番地
	新	旧

○宮城県告示第百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
近藤 健男	リハビリテーション科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号

○宮城県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若柳築館線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
栗原市若柳字川南川原五六番四地先から	前	六・五（二三・一）	一、〇八二・二

同市若柳字川南新街道下四二番三地先まで

後	一四・一（二九・七）	一、〇八二・二
---	------------	---------

○宮城県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
本吉郡南三陸町志津川字御前下三四番六地先から 同郡同町志津川字御前下三二番二地先まで	前A	一〇・六（一三・八）	九七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	一〇・六（一三・八）	九七・〇	
	後B	七・〇（二一・七）	八二・〇	

○宮城県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字御前下三四番六地先から同郡同町志津川字御前下三二番二地先まで	平成三十年二月十九日

○宮城県告示第百四十三号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。
 平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町吉岡南第二土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

- 三 設立認可の年月日
平成三十年十一月五日

- 四 変更の内容
事務所の所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、大和町吉田字北要害三番地の一に置く。
 （変更後）第五条 この組合の事務所は、大和町吉岡まほろば一丁目一番地の一に置く。

- 五 変更認可の年月日
平成三十年二月八日

○宮城県告示第百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町吉岡南第二土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目一番地の一

- 三 設立認可の年月日
平成三十年十一月五日

- 四 変更認可の年月日
平成三十年二月八日

○宮城県告示第百四十五号

村田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙南広域都市計画道路
2 名称 三・四・四百四号金谷広畑線
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
 平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラック 角田中央店	角田市角田字町二百二十二-二	平成三十年二月一日
薬局アリエス	大崎市古川台町三-十七	平成三十年二月一日
たいわ調剤薬局	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目七-八	平成三十年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
 平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
アイン薬局吉岡店	アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡第二土地区画事業地区内九十二街区一 二画地
変更後	アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目五―三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	担当する医療の種類	所在地	指定辞退年月日
アイランド薬局大崎古川店	調剤	大崎市古川穂波三丁目七―七	平成三十年一月三十一日